第11節　債権譲渡等に関する規則

（目的）

第77条　本節の規定は、協会員が貸付けに係る契約に基づく債権（以下「貸金債権」という。）を他人に譲渡する場合には、法第24条第１項で定められた債権譲渡に関する規定を遵守するとともに、債権回収会社その他適切な第三者に対して債権譲渡が行われることを確保し、また、譲渡債権に関する帳簿の備付け並びに閲覧及び謄写を適正に行われることを確保し、もって債務者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（譲渡の相手方等の選定等）

第78条　協会員が貸金債権を他人に譲渡するにあたっては、譲受人が貸金業者や債権回収会社など金銭債権の管理及び回収業務につき専門的な知識及び経験を有する者となるよう留意しなければならない。

２　貸し手と借り手の間で債権の存在や債権の金額、残元本の金額について認識が一致していないものや債務者において支払いを遅延し回収困難にあるものなど、通常の状態では回収できない、いわゆる不良化した「事件性」のある債権について、他人から委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法や債権管理回収業に関する特別措置法に抵触するおそれがあることに留意するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第18条第５項において、利息制限法に定める制限額を超える利息・賠償金の支払いの約定がなされている債権について、利息制限法の制限額内に引き直さずに履行の要求を行うことが禁止されていることに留意し、引き直し後の残債権額が０円以下のものが含まれないよう留意しなければならない。

（譲渡債権に係る帳簿の開示及び保管）

第79条　協会員が債権譲渡を行うにあたっては、債務者等からの問合わせ及び取引履歴の開示請求等に適切に対応できるように、債権譲渡契約において譲渡人及び譲受人の双方が行う役割分担を明確にすることに留意し、債務者等に送付する債権譲渡に係る通知書に明記するよう努めるものとする。なお、協会員が廃業に伴って債権の譲渡を行った場合には、譲渡の日から10年間帳簿を保管して、債務者等からの閲覧又は謄写の請求に応じる措置を講じるよう努めるものとする。

附　則（平19.12.19）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20.　3.　1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第74条第２項を改正。

附　則（平20.　5.　1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項を改正。

附　則（平21.　6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条第１項、第24条１項、第43条１項、第53条第１項、第３項、第54条第１項、第55条を改正。

附　則（平22.　6.18）

１　この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条、第11条の２、第11条の３、第11条の４、第15条
第15条の２、第15条の３、第15条の４、第16条、第17条
第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の２、第21条の３
第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第27条の２
第27条の３、第27条の４、第27条の５、第28条、第29条
第29条の２、第29条の３、第29条の４、第30条、第31条
第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第39条
第39条の２、第39条の３、第39条の４、第48条、第52条
第59条、第62条、第67条の２、第67条の３、第67条の４、第67条の５、第69条を改正。

２　前項の規定にかかわらず、第11条第７号、第17条、第18条及び第19条に係る改正は、平成22年10月１日から施行する。

３　協会は資金需要者の実態等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附　則（平25.　4.　1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条、第74条を改正。

附　則（平25.10.　1）

この改正は、平成25年10月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第15条、第39条の３を改正。

附　則（平26.　6.　10）

この改正は、平成26年６月10日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第３条、第11条を改正。

附　則（平28.10.　1）

この改正は、平成28年10月１日から施行する。

㊟改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

（目的）

第１条　この細則は、協会員による適切な業務運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るうえで必要な社内態勢整備として、貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則（以下「自主規制基本規則」という。）第11条で定める各事項の留意点及び必要事項を定めるものとする。なお、協会員が本細則の各事項に対応した社内規則等を整備するための参考として、社内規則策定ガイドラインを別に定めたので、協会員においてはそれぞれの規模又は特性に応じて、創意、工夫のうえ社内規則等を策定されたい。

（経営管理等）

第２条　貸金業が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者（以下「経営陣」という。）自らが率先して法令等遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、業務の適正な運営を確保するため、法令等の遵守をチェックする内部管理部門及び被監査部門とは独立して法令等の遵守をチェックする内部監査部門の機能を強化するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する為の対応態勢の構築や、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制機能を充実させるなど、法令等遵守態勢の確立・整備を経営上の最重要課題の一つとする。

特に、監督指針に記載された、いわゆる不祥事件が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡及び経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮、再発防止の為の改善策や情報開示等について適切に対処する必要がある。